

令和3年7月8日

岐阜県人事委員会
事務局長 村田 嘉子 様

岐阜県学校職員組合
執行委員長 土屋 博巳

要 望 書

日頃より、岐阜県教育の振興と教職員の処遇改善に対して格別のご高配を賜り、深く感謝いたします。私たち岐阜県学校職員組合は人事院勧告制度の堅持を支持し、加入する学校職員は県民、保護者の負託に応えるべく情熱をもって日々の教育活動に専念しています。

少子高齢化や人材の確保の困難な情勢を踏まえ、本県学校職員が安んじて職務に精勤でき、持続的に優秀な人材を確保できる魅力ある環境づくりが、結果的に岐阜県の子供達に対する教育の質の高さの担保となると考えます。

よって、次の各項に掲げました内容につきまして一層のご高配を賜りたく要望いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大による民間給与の実態を正確に把握するとともに、過去の県独自の給与削減、他県との権衡、本県教職員の勤務実態、学校職員の給与の現状を踏まえた勧告を行うこと。
2. 定年延長を見据えた総人件費および勤務の在り方について、慎重に検討をすること。
 - (1) 職務内容の特殊性を鑑み、特に給料表(三)の1及び2級に該当する教育職をいわゆる加齢困難職種として取り扱うこと。
 - (2) 給与の支給水準を現行以上に下げないような給与体系とすること。
 - (3) 教育職における役職定年制にあつては、優秀な管理職の確保と現場の士気の維持のために、「専門性が高く後任を見つけにくいポスト」として、例外規定を適用すること。
 - (4) 多様な働き方のニーズに合わせた雇用制度を策定すること。
 - (5) 制度の設計にあたって、職員団体と十分な協議を行うこと。
3. 岐阜県に勤める教育専門職として、長く士気を保つ給与制度とすること。また、勤務実態に応じた適切な給与水準とすること。
 - (1) 特2級を新3級と位置付けた5級制の棒給表とすること。
 - (2) 岐阜県独自の号俸のさらなる増設をし、最高号給に留まる人数を減らすこと。
 - (3) 隣県と遜色ないようにするために、地域手当の増額又は、教育職俸給表への上乗せ、昇給短縮、特別昇給を行うこと。
 - (4) 教職調整額について、時間外勤務の実態を踏まえ、支給率を改善すること。
4. 任命権者である県教育委員会と協議し、特殊勤務手当の適用基準を見直すこと。
 - (1) 学級担任手当(仮称)を新設すること。
 - (2) 5号業務の「修学旅行、林間、臨海学校等への引率業務」の支給額を増額し、旅費支給分と合わせて引率者の自己負担分を解消すること。
 - (3) 6号業務の「対外運動競技等への引率業務」の支給額を増額し、旅費支給分と合わせて引率者の自己負担分を解消すること。

- (4) 3号業務の「連絡調整及び指導助言に当たる業務」について、職責に見合うよう支給対象枠を見直すこと。
- ・学年主任については小中学校とも2学級以上に、保健主事、生徒指導主事については学級数に関わらず全ての学校において支給するよう拡大すること。
- (5) 児童生徒数500人以上の学校の養護教諭に、養護教諭手当(仮称)を支給すること。
5. 任命権者である県教育委員会と協議し、特別休暇の充実を図ること。
- (1) 第23号「看護」について、「子を養育する」を「孫」までに範囲を拡大し、1人につき1の年において5日を10日に拡大すること。
 - (2) 第29号「不妊治療」について、6日を10日に拡大すること。
 - (3) 第15号「産前」について、8週間を10週間とすること。
 - (4) 永年勤続20年の者を対象とする特別休暇を新設すること。
6. 介護の必要性の高まりを受け、介護休暇期間を最大で1年間に延長すること。
7. 人事評価制度について、学校職員の士気と能力の向上につながる制度となるよう、現行以上に評価を給与に反映する制度としないよう県教育委員会に働き掛けること。
8. 岐阜県の教育を支えている学校職員の命を守り、意欲の向上を図るために、業務量の削減と人材の確保による実勤務時間の短縮を目指して実態を把握し、さらに踏み込んだ勧告をすること。
9. 高齢者が意欲と働き甲斐をもって勤務できるよう再任用制度を改善すること。
- (1) 小中、義務教育諸学校で6時間程度の勤務ができるようにすること。
 - (2) 県単独予算による再任用者数を復活すること。
10. あらゆるハラスメントに対する実態調査を行い、加害者への指導と被害者へのケアを適切に行うとともに、有効な防止のための手立てがなされるようにすること。